

海水分析結果＜港湾内，放水口付近＞（Cs詳細分析）

採取地点	採取日時	分析項目	
		Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 港湾口	2025/03/25 07:37	< 1.3E-03	5.6E-02
1F 5,6号機放水口北側 ^{※1} (T-1)	2025/03/25 07:20	< 1.4E-03	2.0E-02
1F 南放水口付近 ^{※2} (T-2)	2025/03/25 08:00	< 1.3E-03	6.9E-02
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※3}		1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号（<：小なり）は検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ $○.○E±○$ とは、 $○.○×10^{±○}$ であることを意味する。
（例） $3.1E+01$ は $3.1×10^1$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1×10^0$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1×10^{-1}$ で0.31と読む。
- ・分析機関：（一財）九州環境管理協会
- ・詳細分析（リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法）による分析結果を記載
- ※1 5,6号機放水口から北側に約30m地点
- ※2 試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。
- ※3 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果<沖合> (全α・全β・H-3・Sr・γ)

採取地点	採取日時	分析項目					
		全α (Bq/L)	全β (Bq/L)	H-3 ^{※1} (Bq/L)	Sr-90 ^{※2} (Bq/L)	Cs-134 ^{※3} (Bq/L)	Cs-137 ^{※3} (Bq/L)
1 F 敷地沖合15km (T-5)	2025/03/04 08:22	< 2.2E+00	< 1.5E+01	< 3.6E-01	< 7.2E-04	< 1.1E-03	2.1E-03
請戸川沖合3km (T-D1)	2025/03/04 08:41	< 2.2E+00	< 1.2E+01	< 3.6E-01	1.1E-03	< 1.2E-03	2.0E-03
1 F 敷地沖合3km (T-D5)	2025/03/04 09:22	< 2.2E+00	1.3E+01	—	1.3E-03	< 1.1E-03	1.7E-03
	2025/03/03 08:10	—	—	< 3.6E-01	—	—	—
2 F 敷地沖合3km (T-D9)	2025/03/04 09:27	< 2.2E+00	< 1.5E+01	< 3.6E-01	9.9E-04	< 1.2E-03	2.4E-03
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※4}				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・海水の採取深度は表層

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・全α, Sr-90以外は既にお知らせ済み。

※1 分析機関：(株)化研

※2 分析機関：(公財)日本分析センター

※3 分析機関：東京パワーテクノロジー(株)

※4 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Sr-90, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果 (Pu)

採取地点	採取日時	分析項目	
		Pu-238 (Bq/L)	Pu-239+Pu-240 (Bq/L)
1 F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側) ※ ¹	2025/03/03 08:05	< 4.9E-04	< 4.8E-04
1 F 5,6号機放水口北側 (T-1) ※ ²	—	—	—
1 F 南放水口付近 (T-2) ※ ²	—	—	—
1 F 敷地沖合15km (T-5) 表層 ※ ¹	—	—	—
請戸川沖合3km (T-D1) 表層 ※ ¹	—	—	—
1 F 敷地沖合3km (T-D5) 表層 ※ ¹	—	—	—
2 F 敷地沖合3km (T-D9) 表層 ※ ¹	—	—	—
福島第一及び福島第二付近の近海における過去の測定値の範囲 (平成13年度~平成22年度) ※ ³			ND ~ 1.3E-05

- ・ 不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。
(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。
- ・ 福島第一 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側) 以外の地点は、1回/6ヶ月に分析を実施。

※¹ 分析機関：(公財) 日本分析センター

※² 分析機関：(一財) 九州環境管理協会

※³ 出典「平成23年度 原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書」(福島県原子力発電所安全確保技術連絡会)

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/04/19 07:39	—	< 9.2E-01	< 8.5E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/04/19 06:12	1.0E+01	< 6.8E-01	< 8.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※¹ WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2025年4月20日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・H-3・γ）

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/03/10 07:10	1.1E+01	分析中	< 7.5E-01	< 7.4E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/03/10 07:40	9.1E+00	分析中	< 7.5E-01	< 8.2E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2025/03/10 07:07	< 1.3E+01	分析中	< 2.8E-01	< 3.4E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2025/03/10 07:25	1.2E+01	< 7.2E-02	< 3.7E-01	< 3.6E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2025/03/10 07:35	1.5E+01	分析中	< 3.4E-01	< 3.0E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2025/03/10 08:00	< 1.3E+01	< 7.2E-02	< 2.9E-01	< 2.3E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2025/03/10 08:04	< 1.3E+01	< 7.2E-02	< 3.3E-01	< 2.5E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2025/03/10 07:17	—	< 7.6E-02	< 2.7E-01	< 3.0E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2025/03/10 07:30	—	< 7.6E-02	< 3.7E-01	< 3.1E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2025/03/10 07:56	—	< 7.6E-02	< 3.3E-01	< 3.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・T-A1,T-A2,T-A3のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

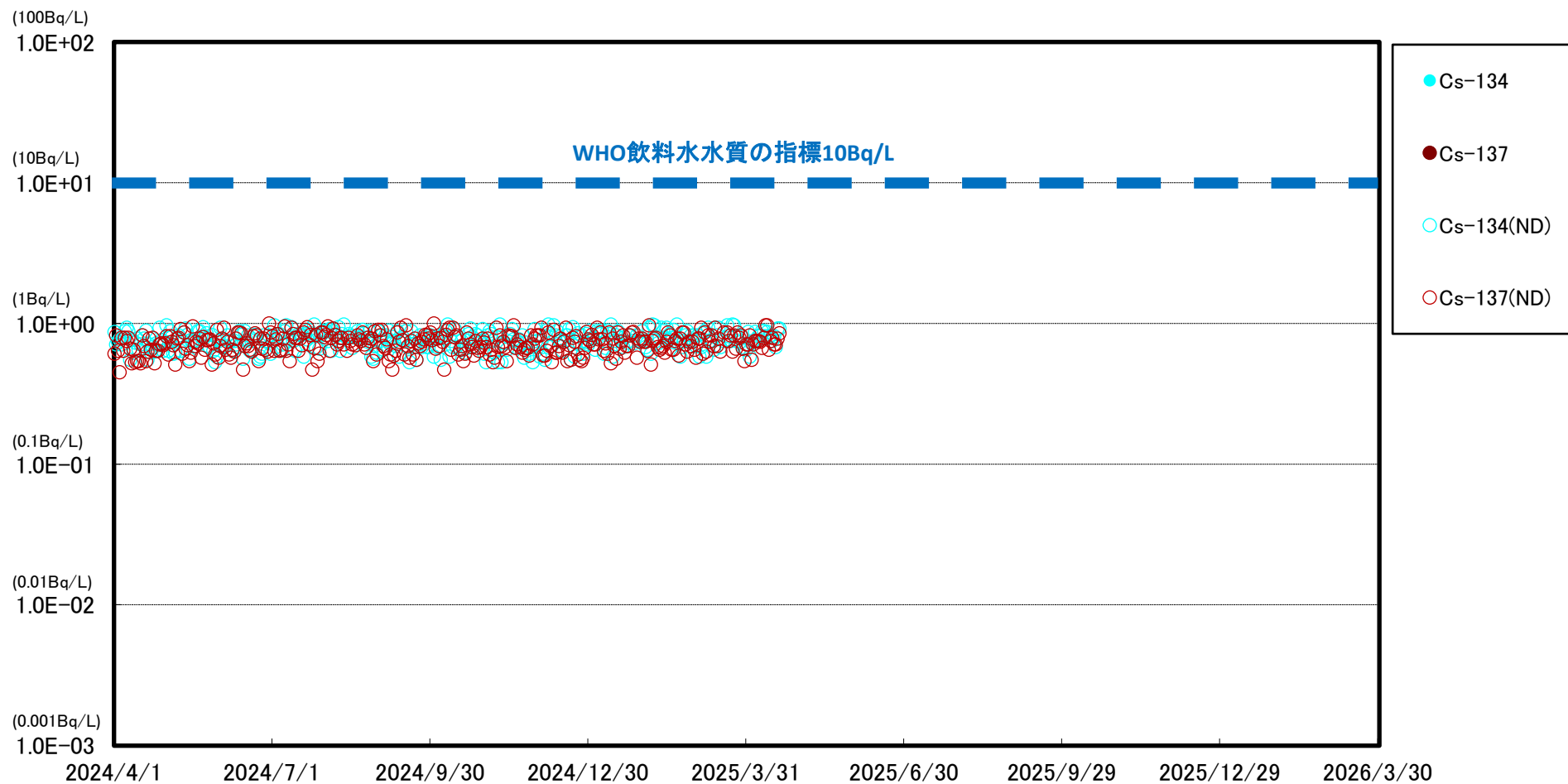
※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度（原則、毎月第2月曜日に試料採取）で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

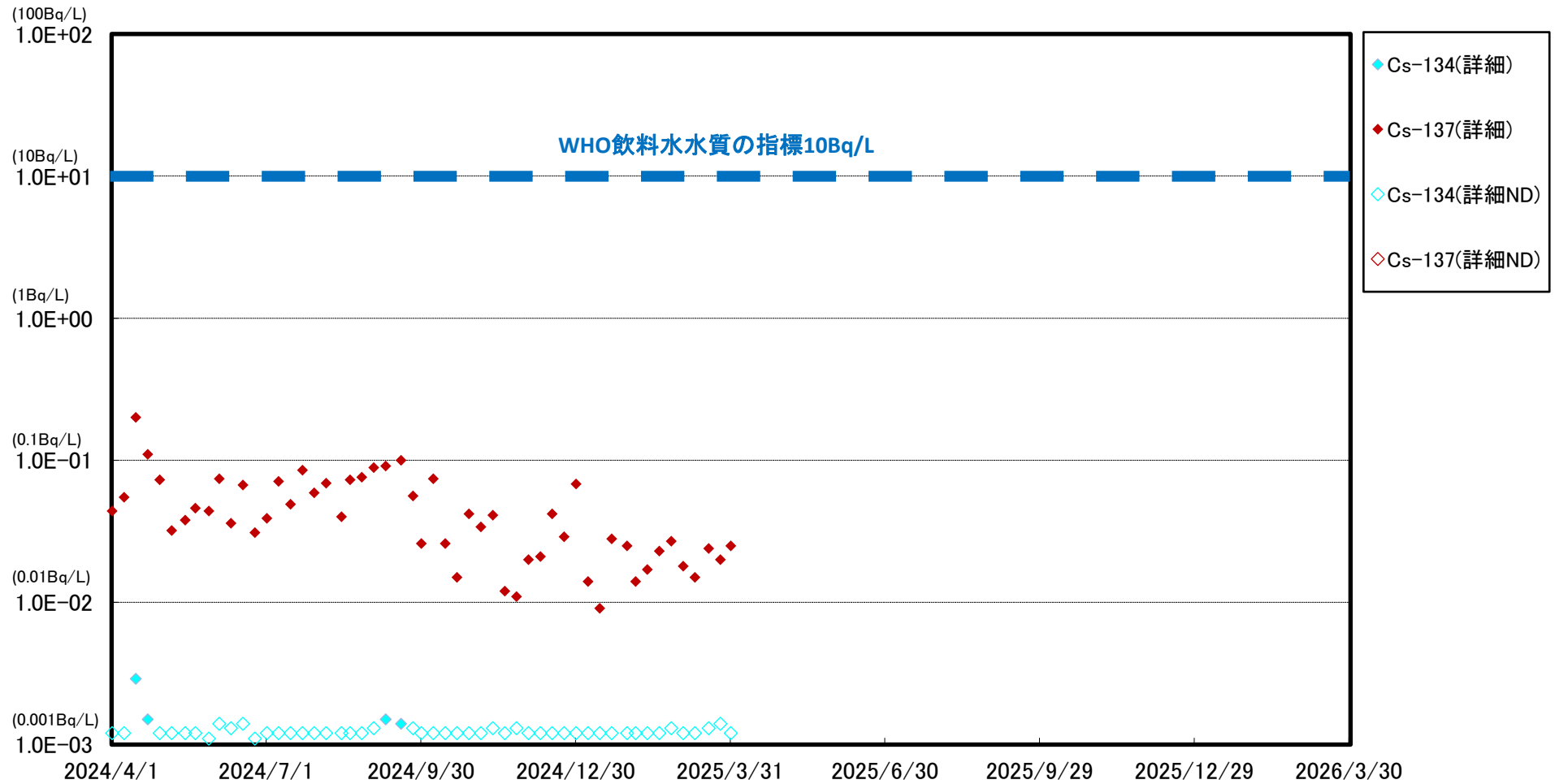
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

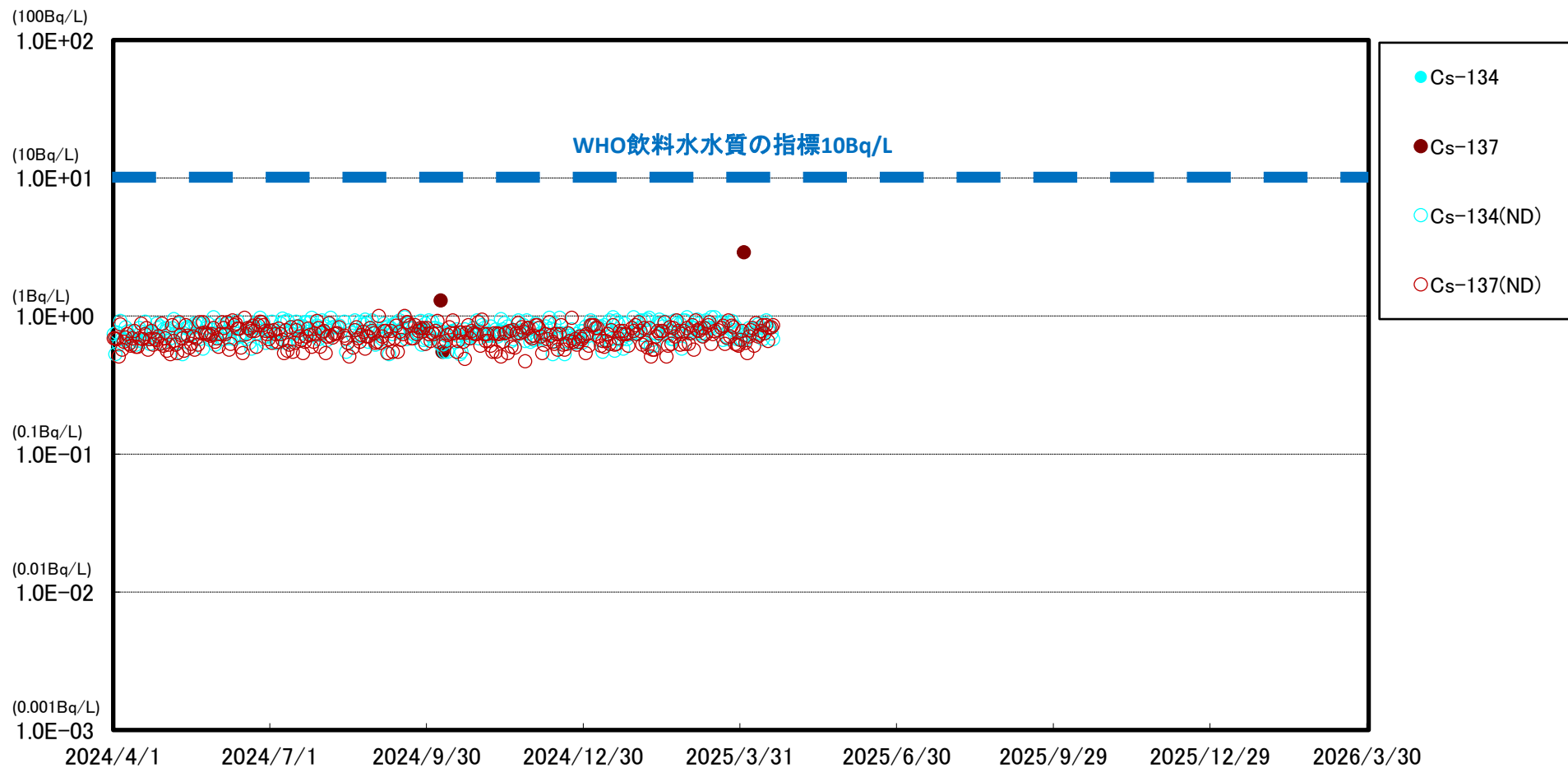
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

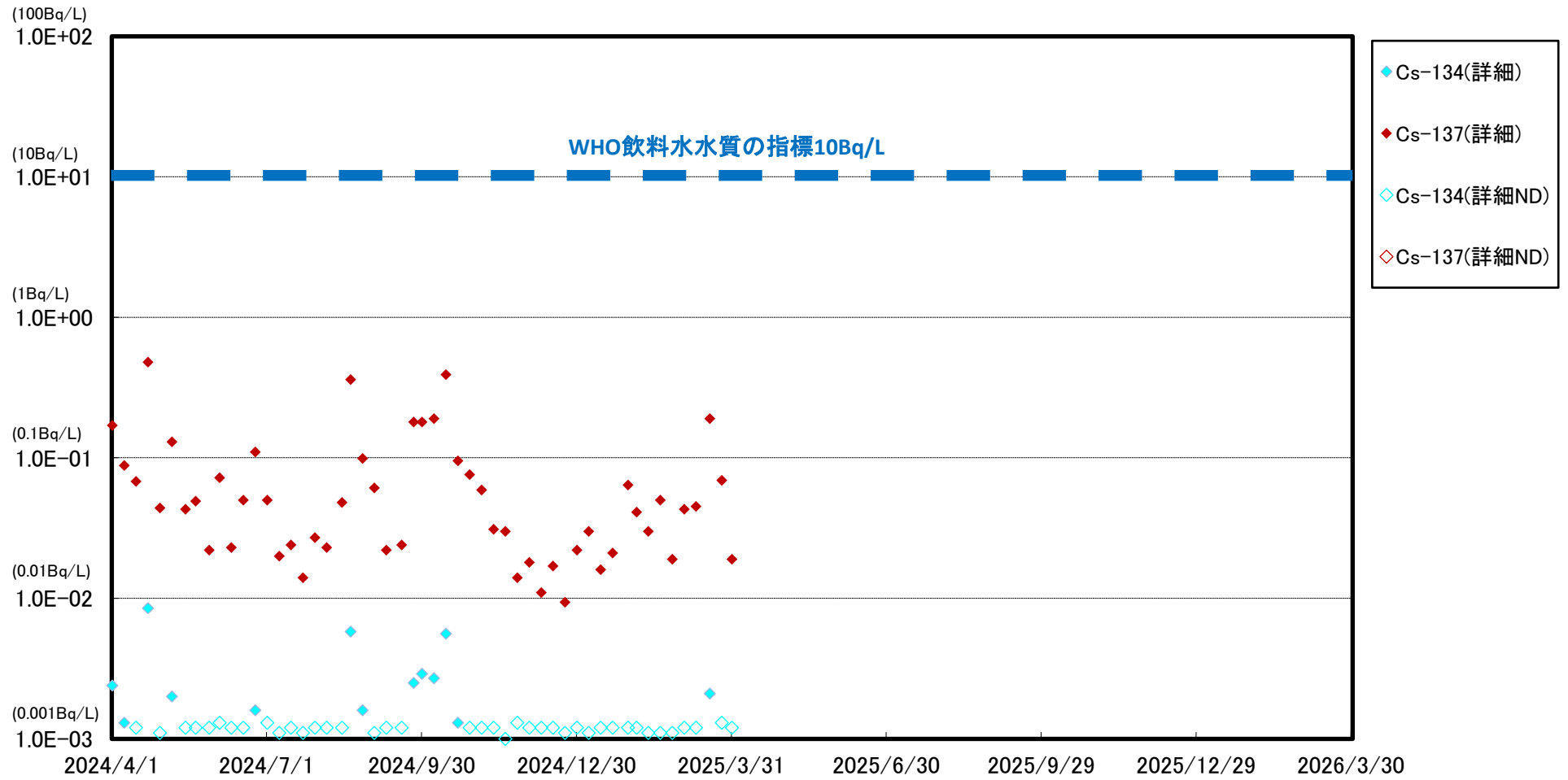
福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

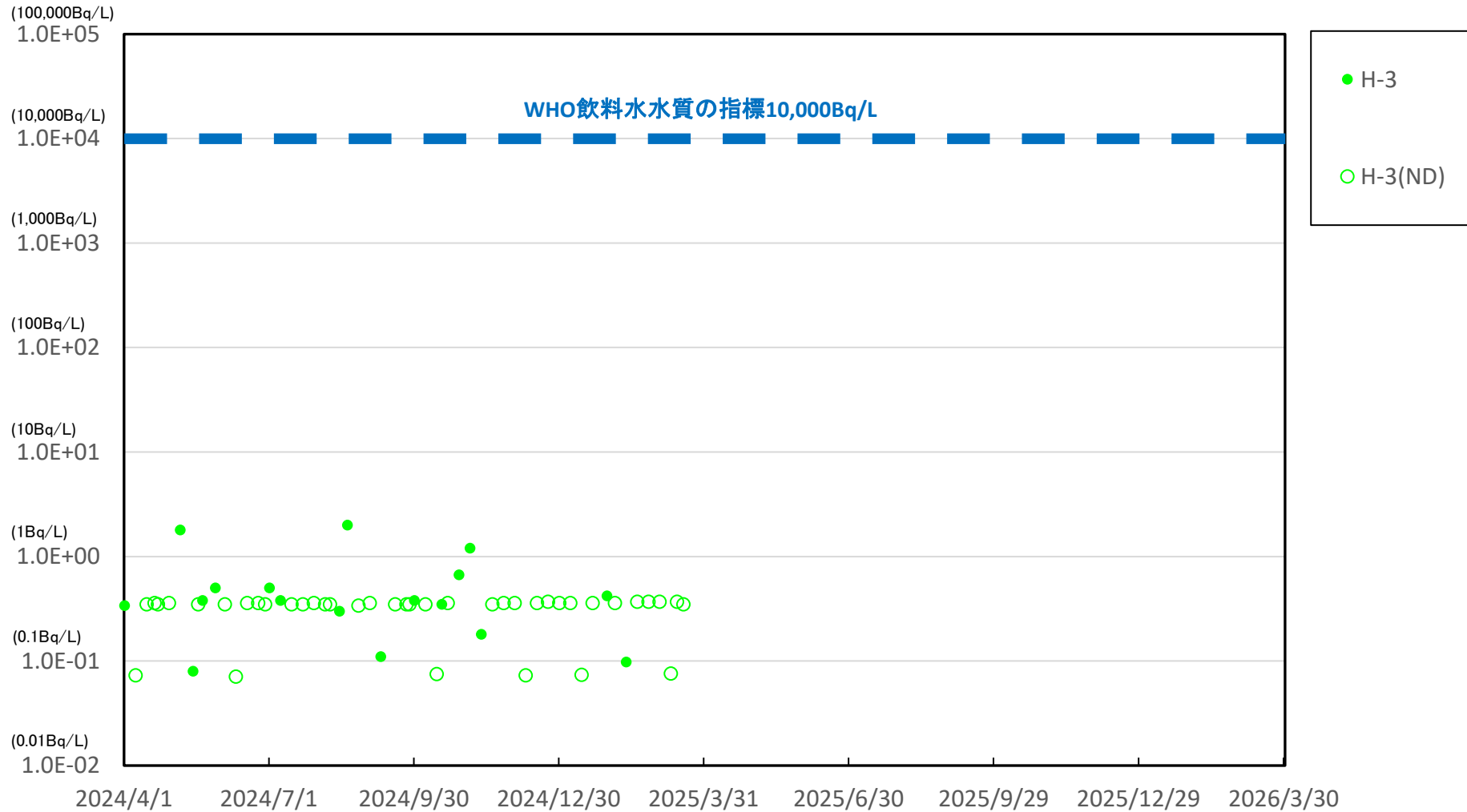
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



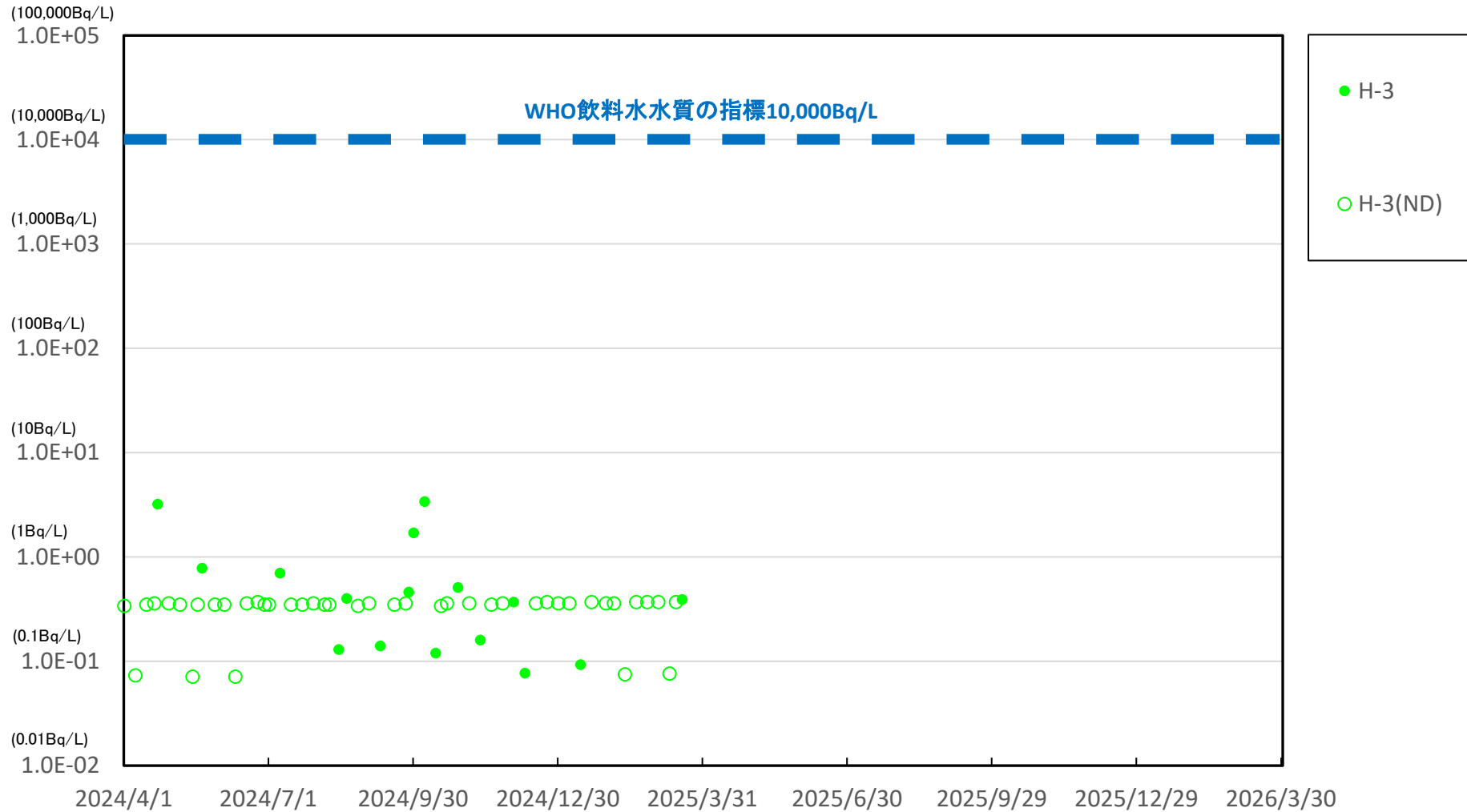
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

1F敷地北側沖合1.5km(T-A1) 海水放射能濃度



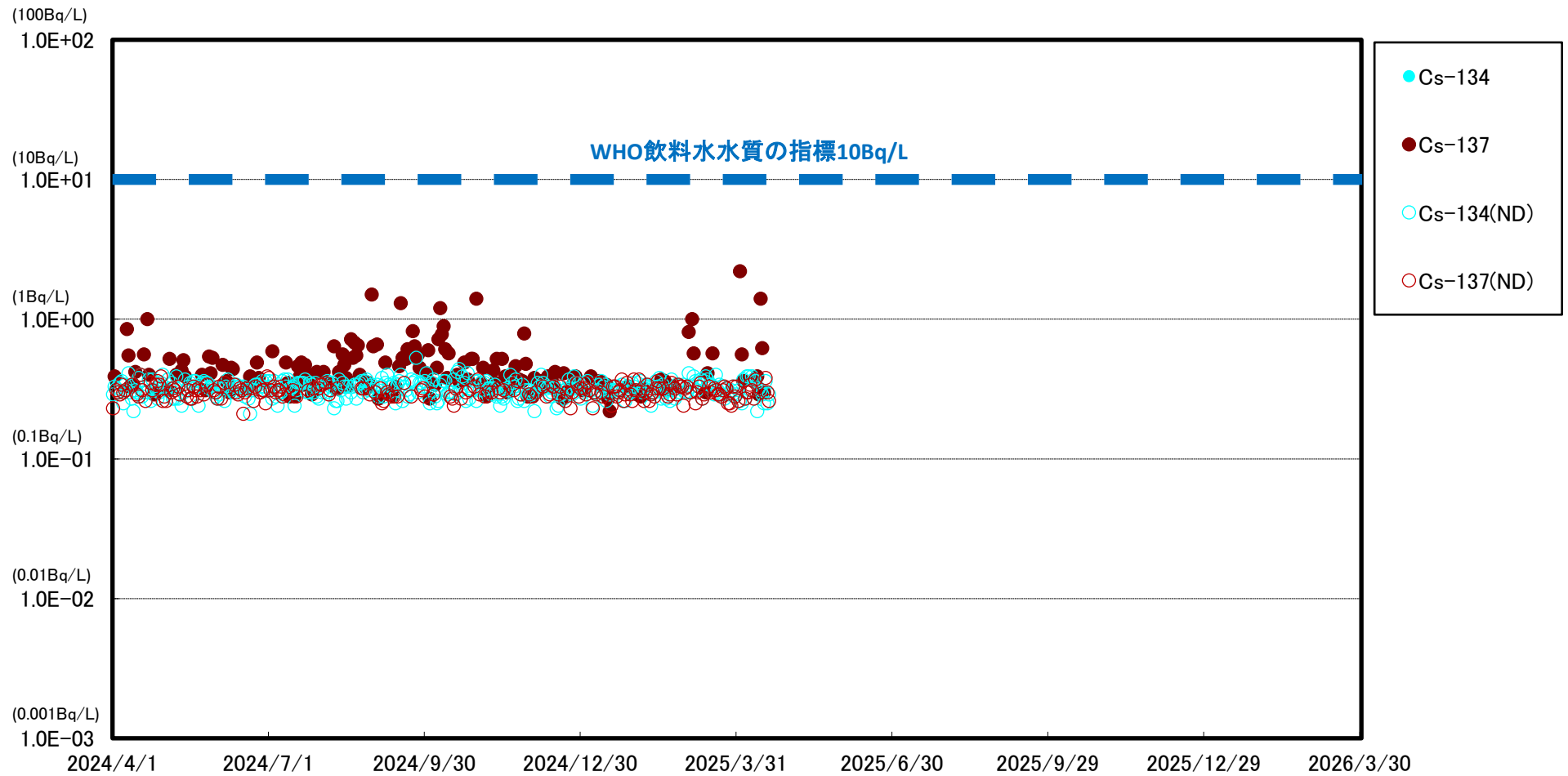
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
 ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
 ※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

1F敷地南側沖合1.5km(T-A3) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
 ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
 ※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

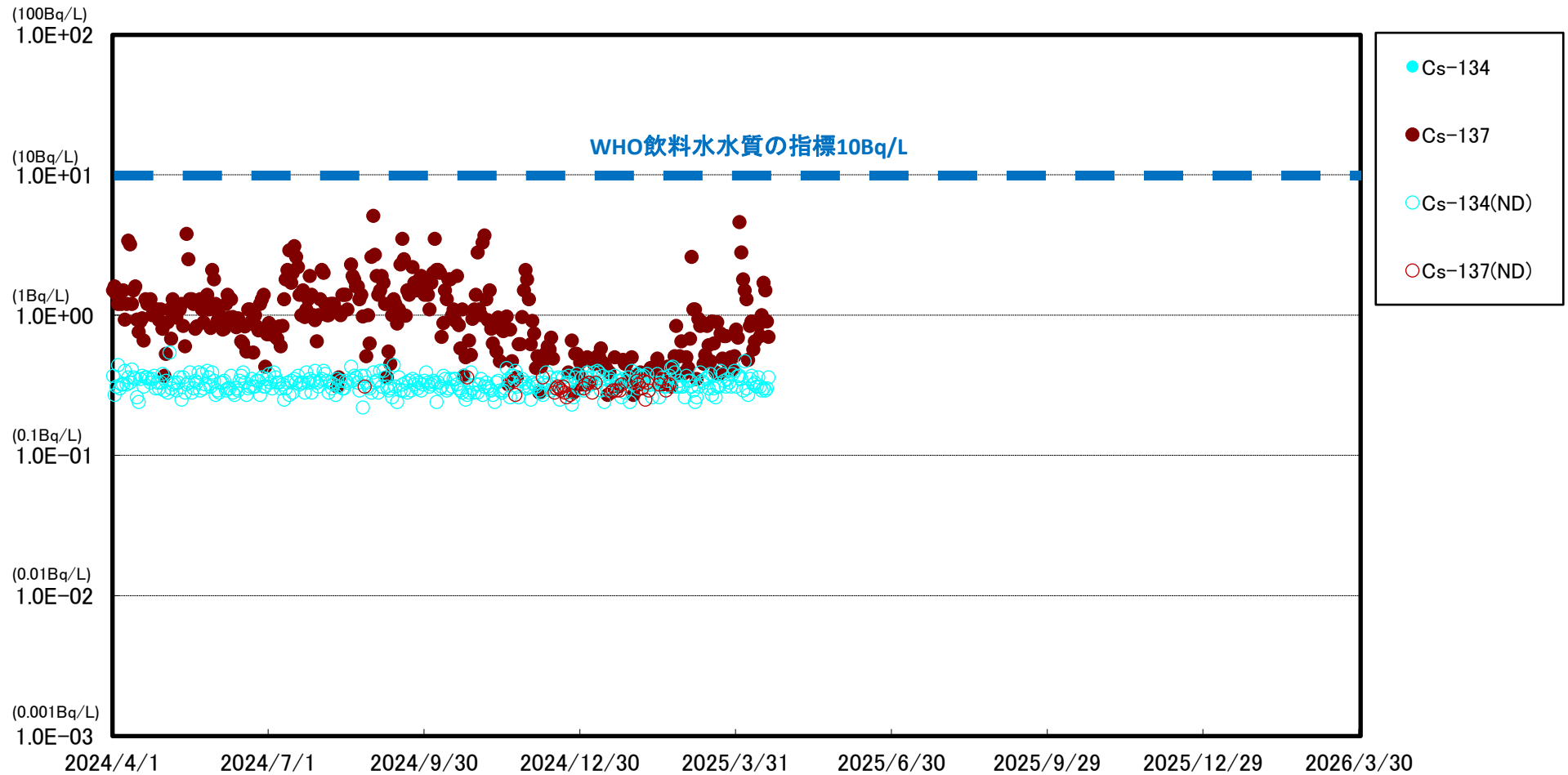
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

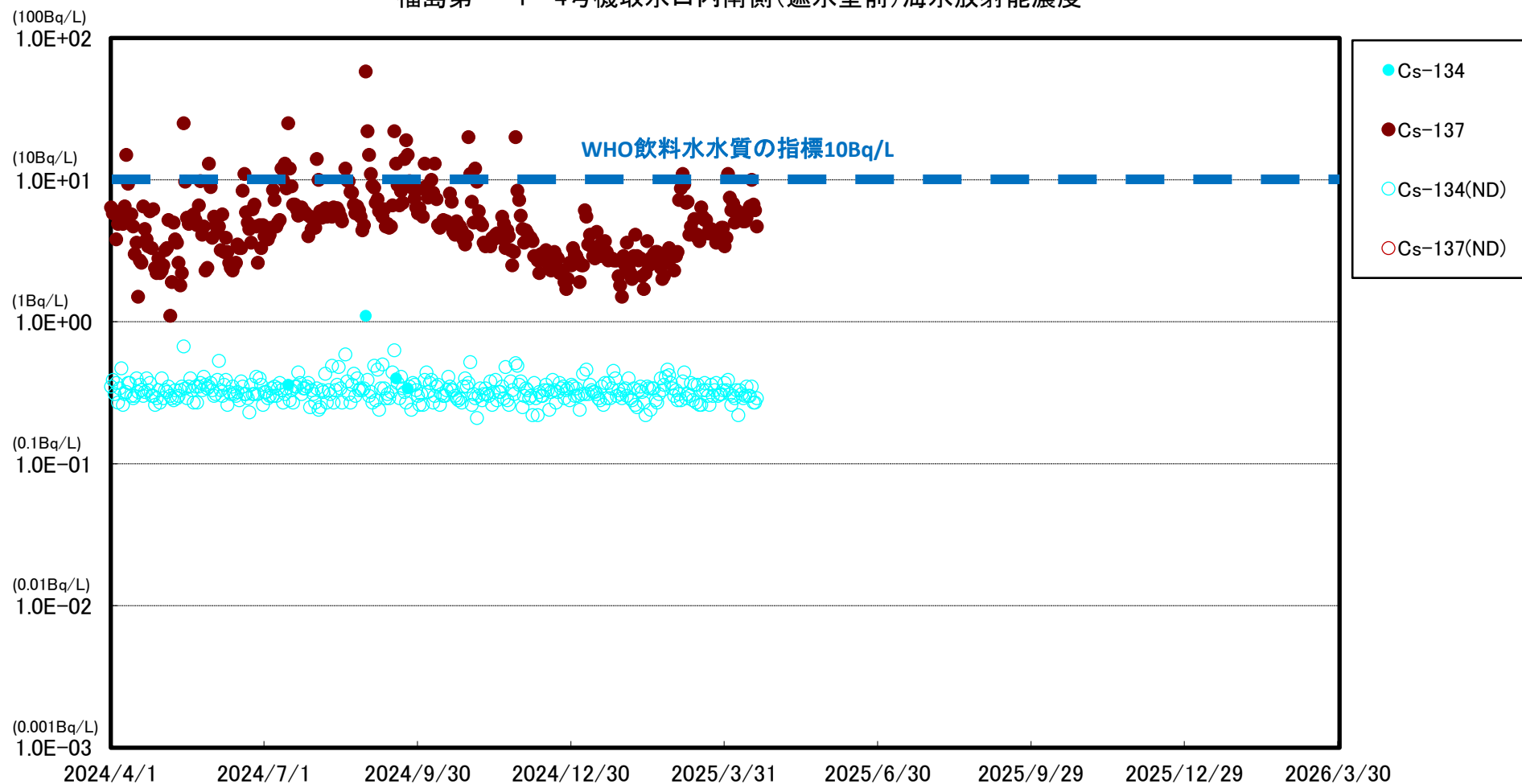
福島第一 1~4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

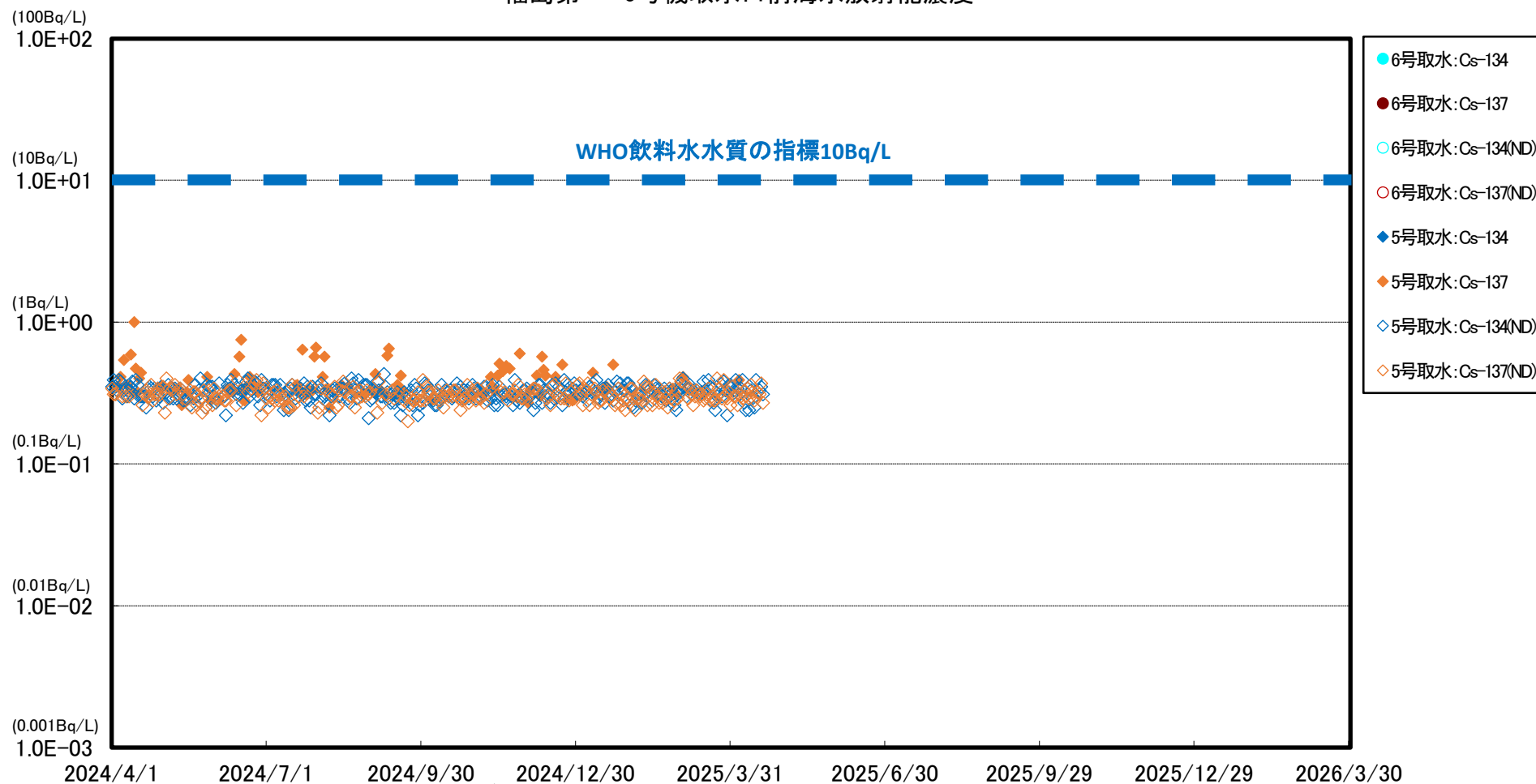
福島第一 1~4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度



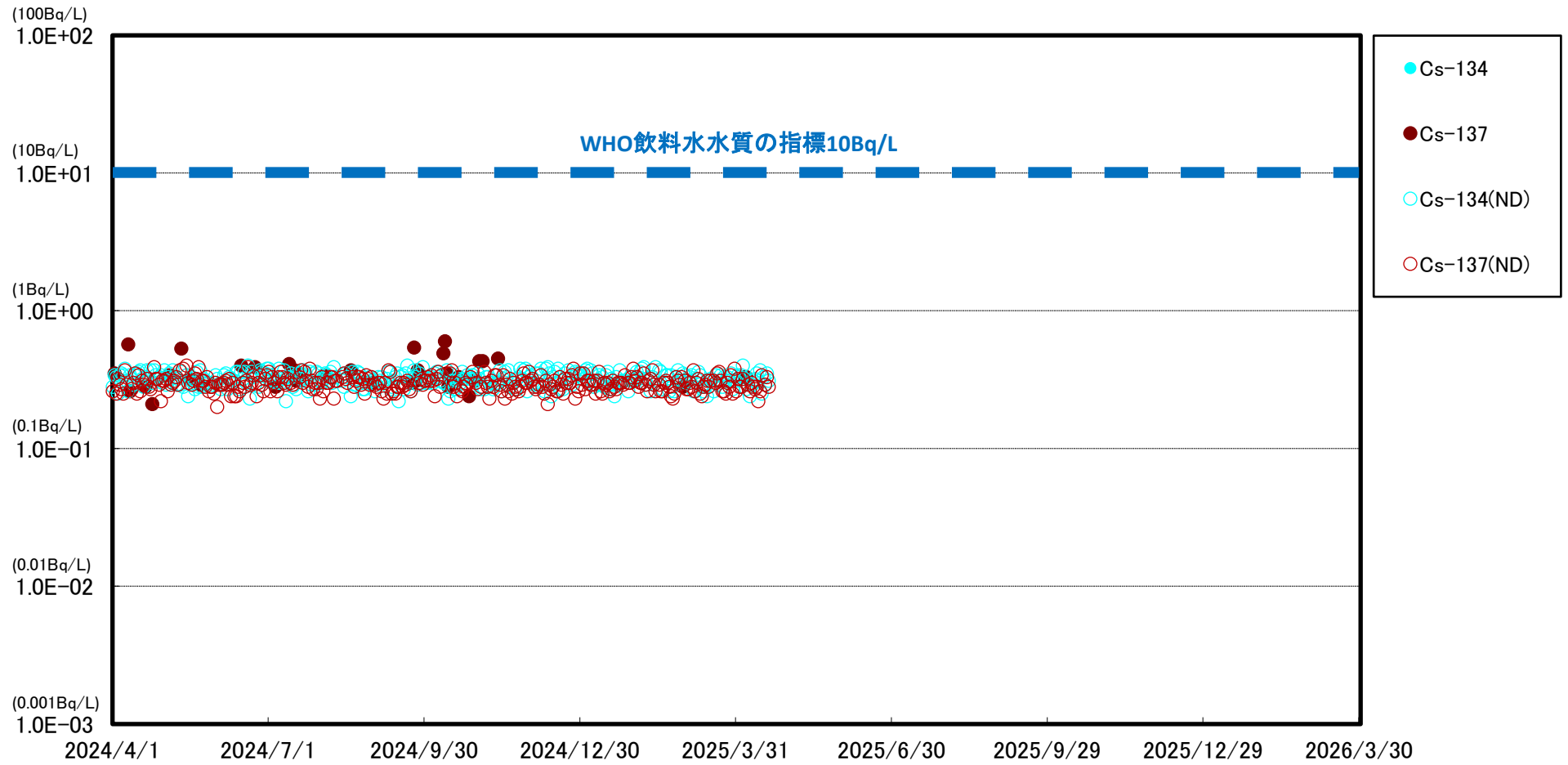
2024/4/1 2024/7/1 2024/9/30 2024/12/30 2025/3/31 2025/6/30 2025/9/29 2025/12/29 2026/3/30

※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

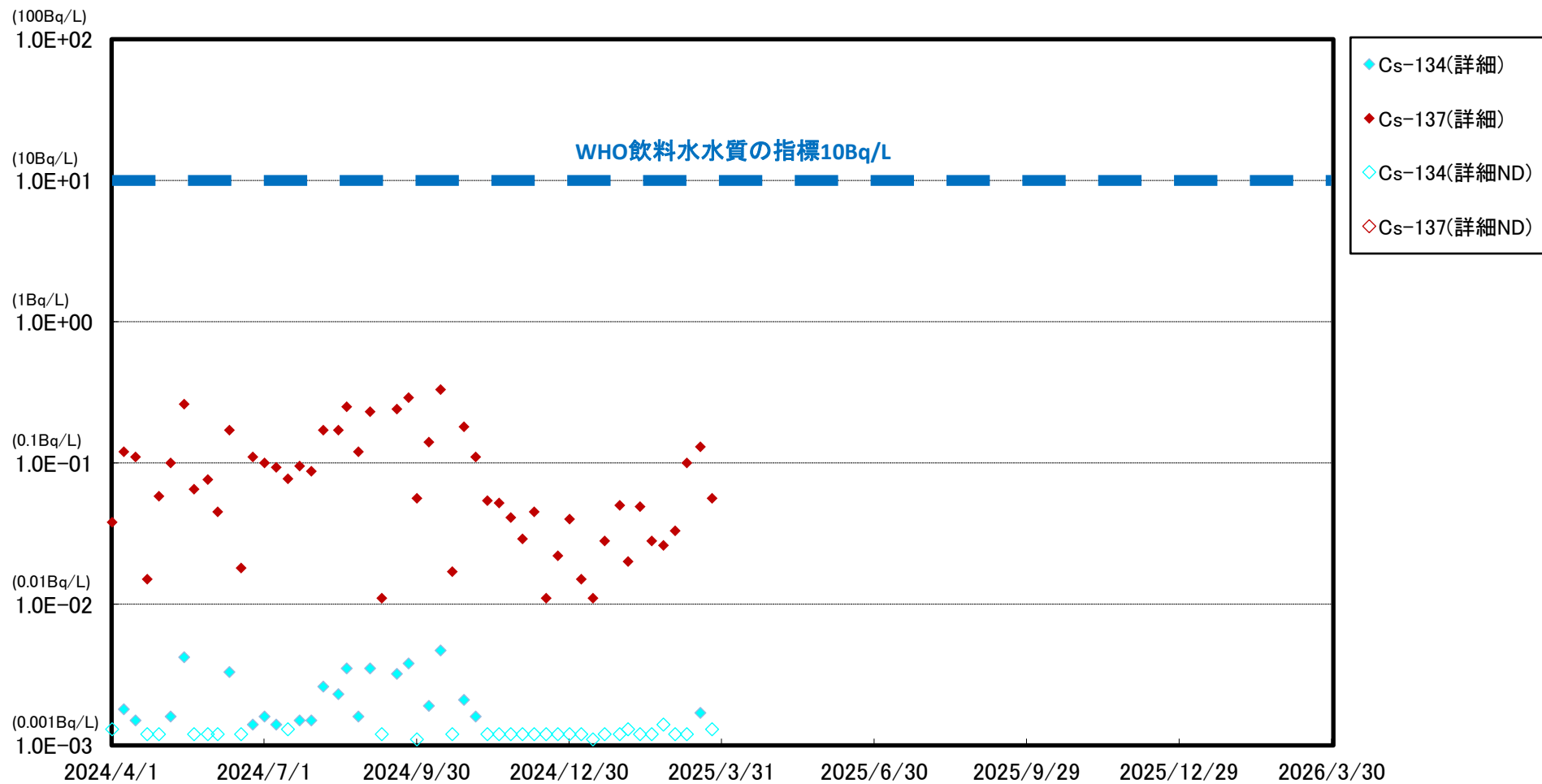
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

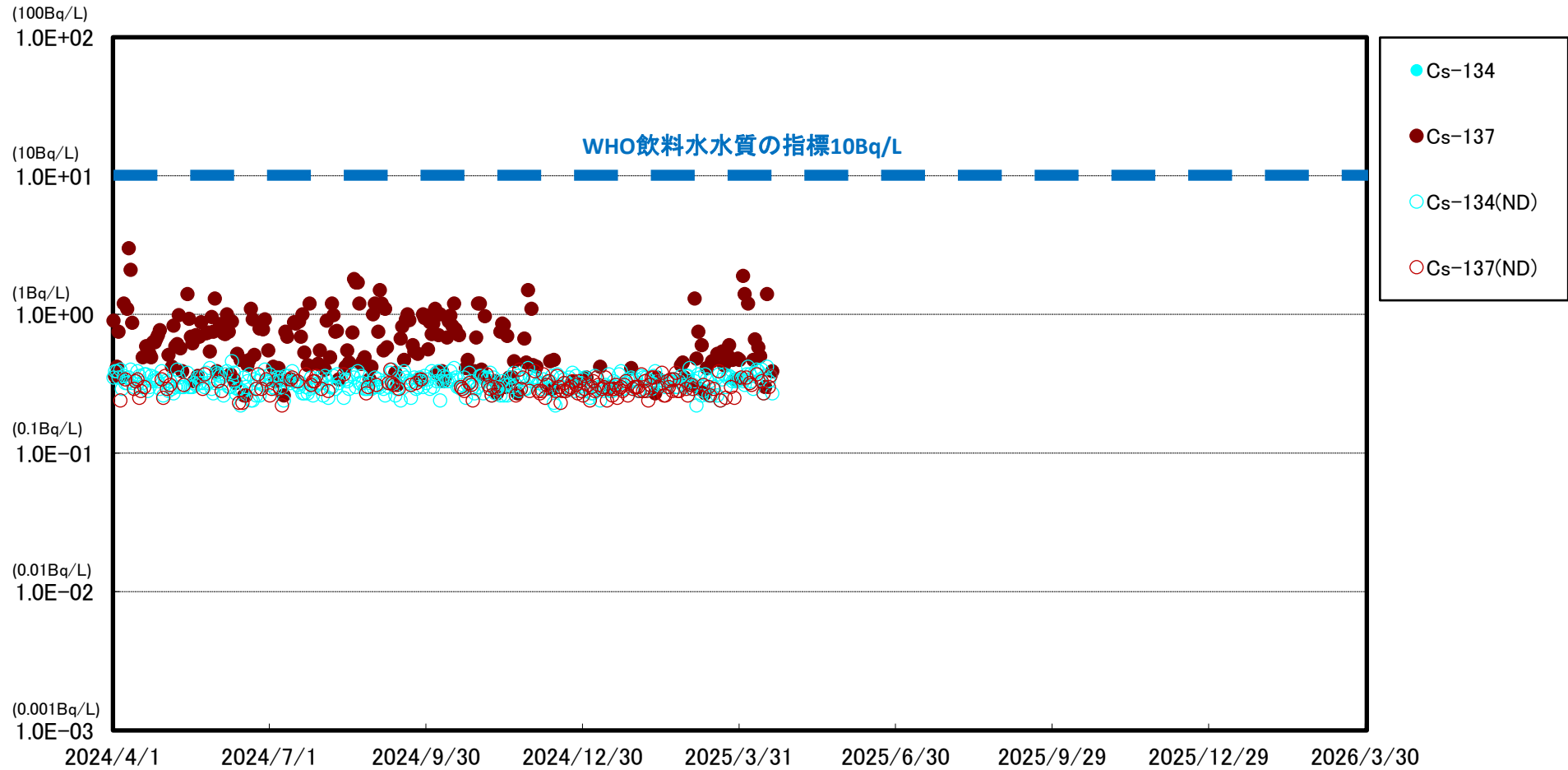
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

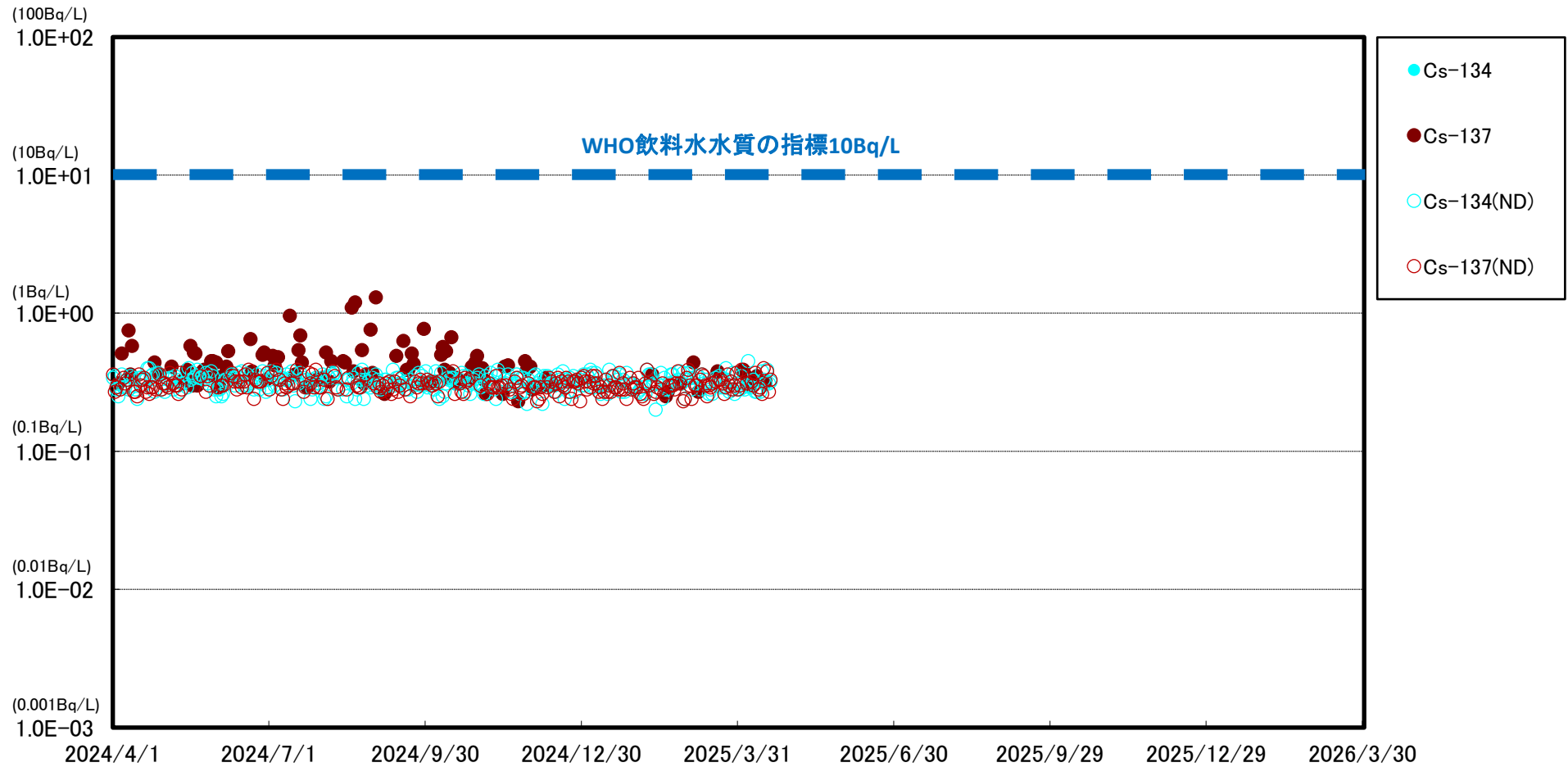
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

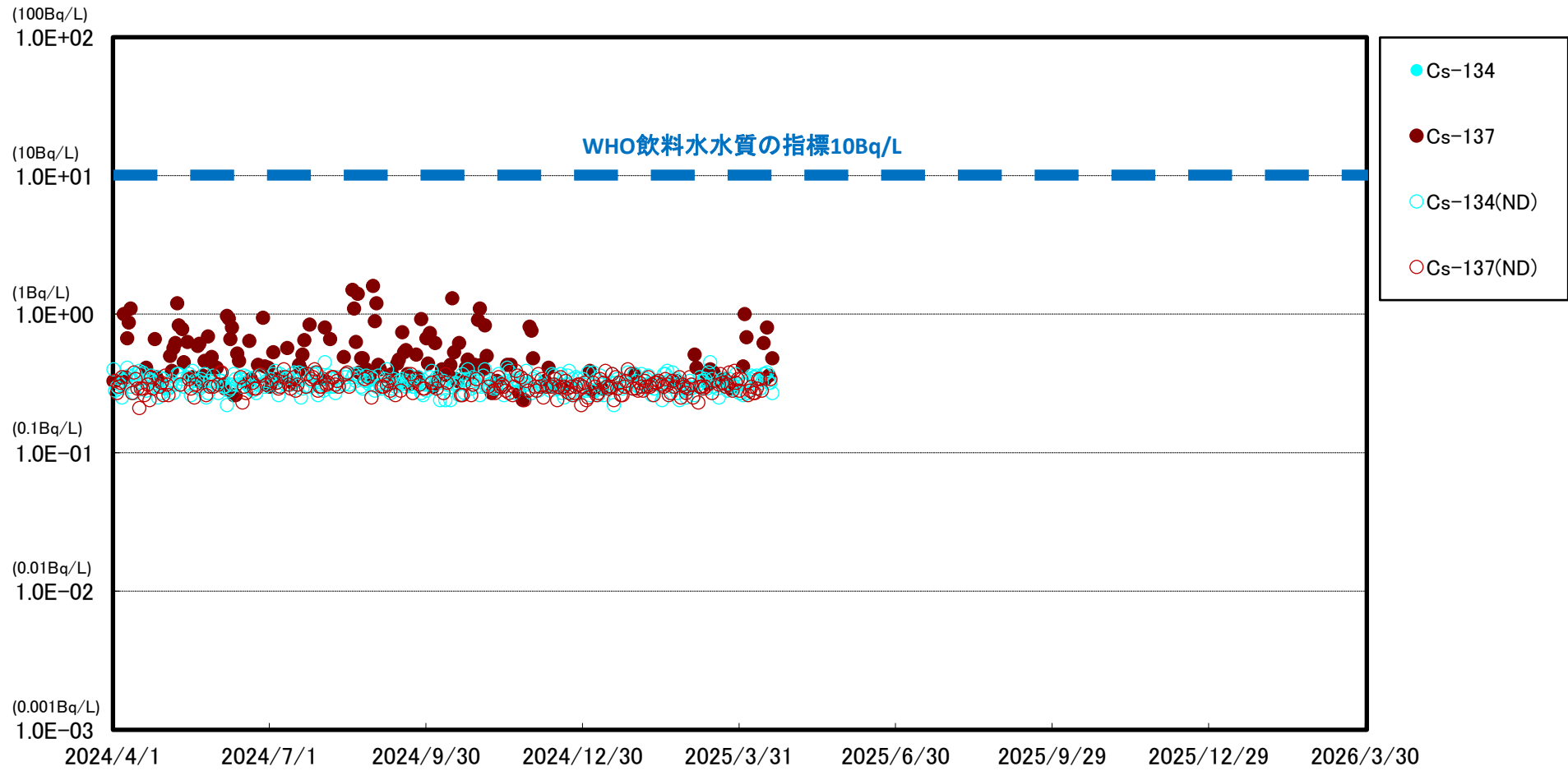
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

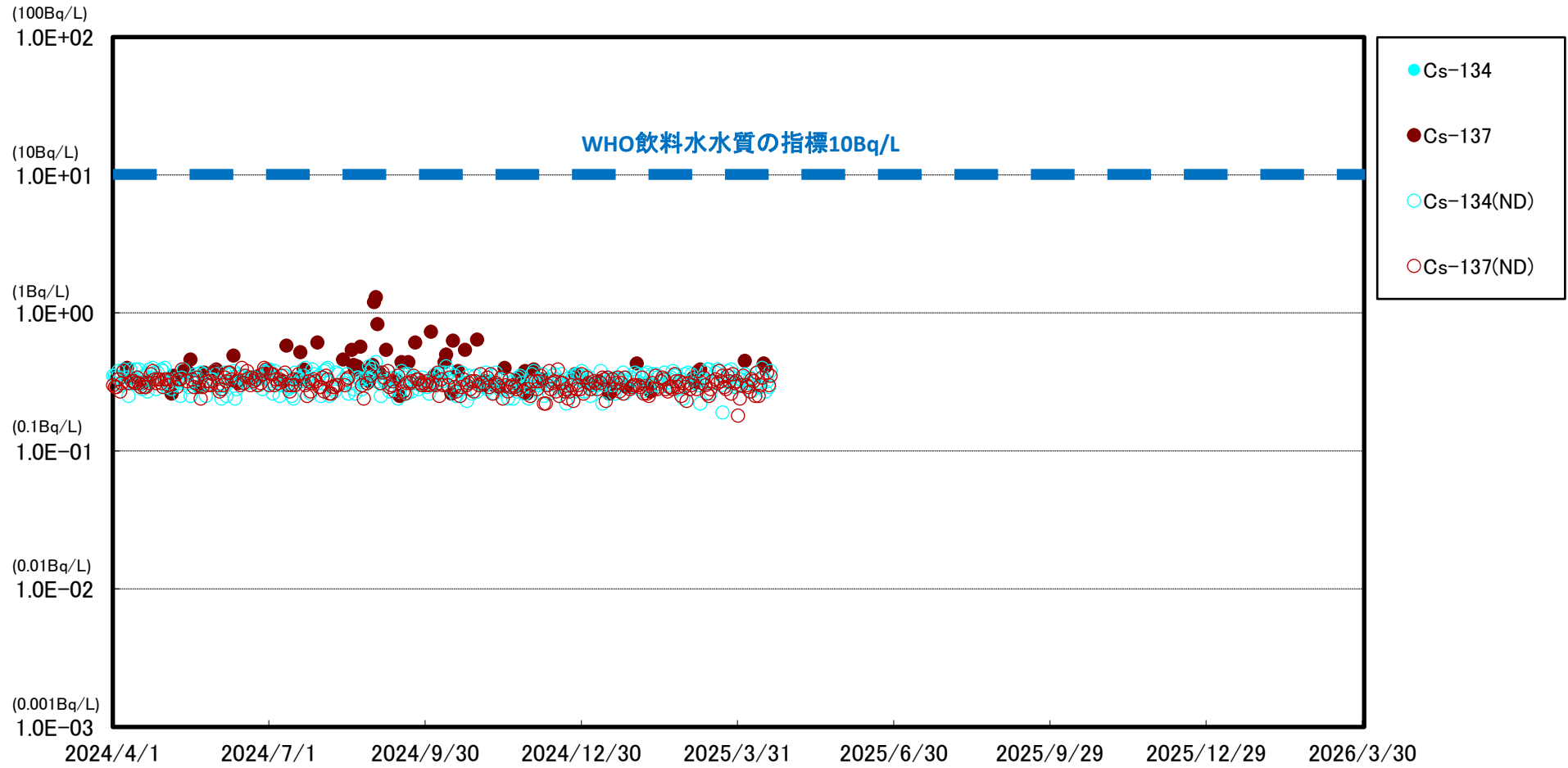
福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

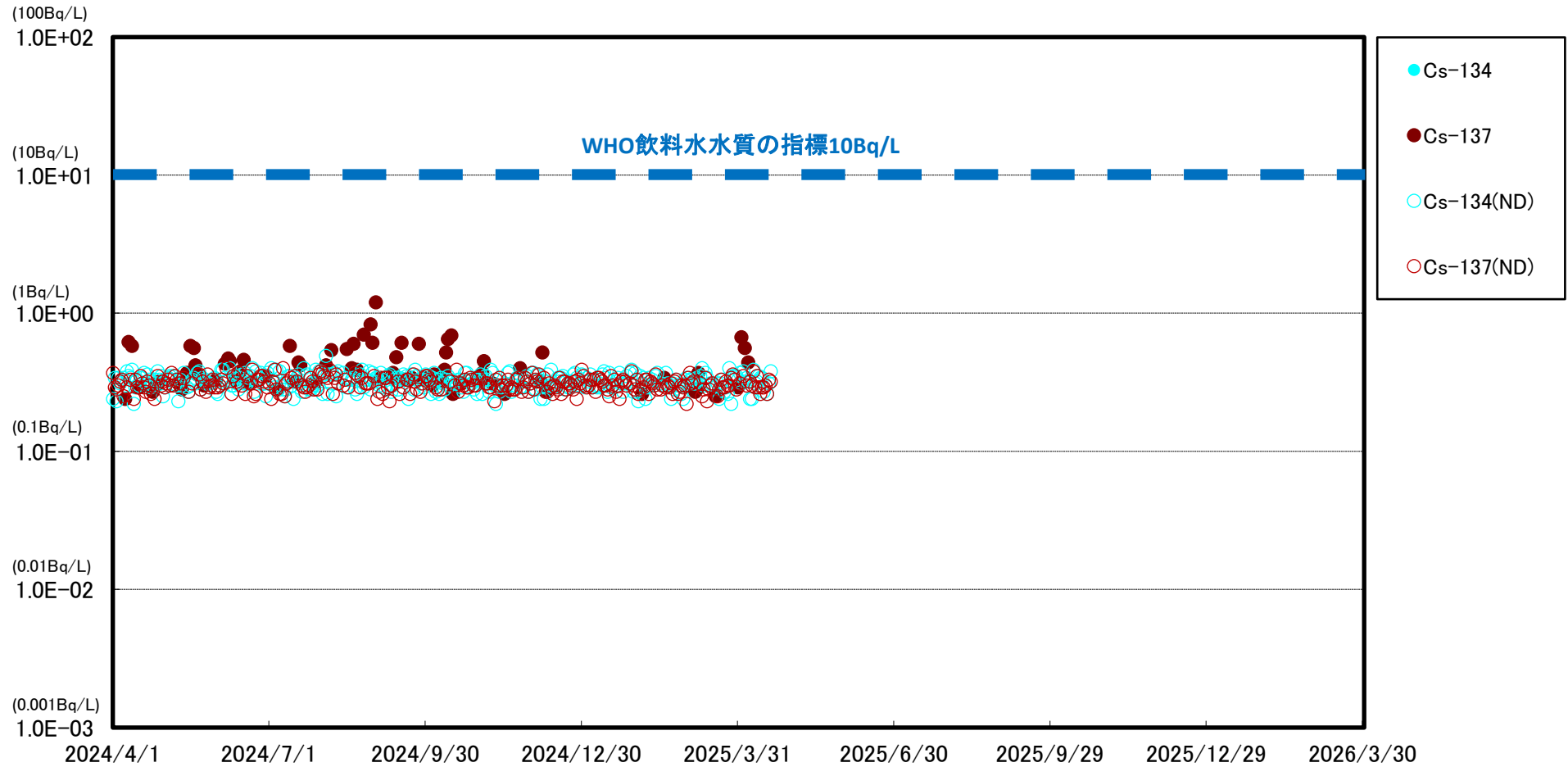
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。